士別地域消費者被害防止ネットワーク

士別地区! くらしねっと情報 第399号 (2020.7.13)

電気の切り替えトラスル急増!

「プランの見直しや支払先を変更することで電気料金が格安!」など、電話勧誘に注意!

平成 28 年4月1日から、電力小売りの全面自由化が始まり、新たな事業者が参入 し様々な料金プランを提示しています。

こうしたなか、大手電力会社の代理店を名乗り「格安の料金プランができた」、「電気料金の支払先変更で料金が安くなる」などと電話で勧誘し、契約内容を聞き出した後、訪問による説明を要求する営業行為によってトラブルが急増しています。

【事例1】88歳代 男性 士別市

電力会社2社が合併し、電気料金を安く提供するサービス担当の事業者から、「月々の電気使用量と料金が分かれば、安くなるか試算できる」と言われ検針票を見ながら答えた。すると「一定額以上なので月々4,500円ほど安くなる」と契約内容の見直しを勧められ承諾した。お客様番号や料金振替口座番号を伝え、後日書類が送付されるようだ。詳細もわからないまま契約したが本当に大手電力会社なのか。

【事例2】

新電力会社を名乗り「プランを 見直すことで電気代が安くな る」と電話があり、指針票のお 客様番号や契約情報などを伝 えた。

「これで手続きが完了した」と 電話が切れたが契約するとは 言っていない。

【ひとこと助言】

- ○**電気の契約切り替えの電話があった場合は、事業者名を確認し意思を明確に伝える** 大手電力会社を名乗り勧誘したり、一方的に切り替えの手続きを進める事例もあります。
- ○<u>切り替えるつもりがなければ検針票の記載情報は伝えない</u> 指針票に記載されている情報(契約名義、住所、顧客番号、供給地点特定番号)を小売電 気事業者が入手し、勝手に切り替え手続きを進める悪質な事例もあります。
- ○**電話勧誘で契約した場合、クーリング・オフ等ができる場合がある** 契約書面を受け取った日から8日以内であれば、原則クーリング・オフができます。 交付書面にクーリング・オフなどの記載がないケースもあり注意が必要です。
- 交付書面にクーリング・オフなどの記載がないケースもあり注意が必要です。

 〇契約先を切り替える際、契約条件をしっかり確認する

 契約先が国の登録を受けた「小売電気事業者」か、その代理店か、契約内容(契約期間、
- 電気料金、解約条件など)や停電で困った事態が発生した場合の連絡先なども確認。 **Oトラブルが生じた、おかしいなと思ったら、下記消費生活センターにご相談ください。**

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用 直通電話 ●午前8時30分~午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

